

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 24 日	
(あて先) 宇都宮市長 佐藤 栄一	
提出者 住 所 宇都宮市江曾島2丁目17-17 氏 名 株式会社 太信商会 代表取締役 石塚 靖久 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 028-645-7788	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 太信商会
事業場の所在地	宇都宮市江曾島2丁目17-17
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：はり・解体工事業
② 事業の規模	資本金300万円
③ 従業員数	9人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体現場等で発生した産業廃棄物は、すべてマニフェストを作成し再生資源化施設に運搬し委託処分料を支払い破碎する。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙1のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙3のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙3のとおり		
※事務処理欄			

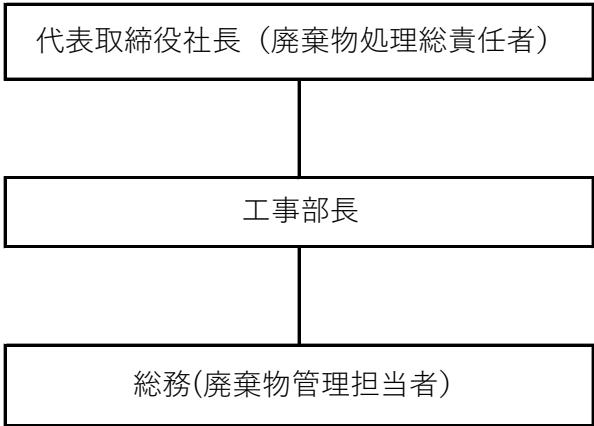
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

責任者及び管理組織図

廃棄物処理総責任者		代表取締役社長 石塚 靖久
役割	廃棄物処理総責任者	・ 廃棄物処理方針の策定
		・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定及び承認
	廃棄物管理担当者	・ 廃棄物処理計画の作成
		・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
		・ 産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握
		・ 処理業者の調査、選定及び管理
		・ 委託契約の締結
		・ 産業廃棄物管理票の交付、管理
		・ 監督省庁への各種報告
		・ その他関係する事項

廃棄物管理組織



別紙 2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2023年度)実績】											
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス	石膏ボード	アスコン	紙くず	木くず	繊維くず	廃プラスチック	コンクリート	その他のがれき	混合物
	排出量	3294.39t	131.65t	234.65 t	85.4t	58.9t	941.18t	18.5t	107.41t	1323.98t	330.22t	62.5t
	(これまでに実施した取り組み)											
	・発生した産業廃棄物は、運搬業者及び処理業者と石製の委託契約を結び、委託した場合であっても収集運搬業者から処理に至るまですべての廃棄物を確認している。											
②計画	【目標】											
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス	石膏ボード	アスコン	紙くず	木くず	繊維くず	廃プラスチック	コンクリート	その他のがれき	混合物
	排出量	3000t	130t	200 t	80t	50t	900t	15t	100t	1200t	300t	25t
	(今後実施する予定の取り組み)											
	・産業廃棄物の適正処理を確保するため関連する法令、その他規則を遵守するとともに行政の環境対策に協力する。											

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2023年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス	石膏ボード	アスコン	紙くず	木くず	繊維くず	廃プラスチック	コンクリート	その他のがれき	混合物
全処理委託量	3294.39t	131.65t	234.65 t	85.4t	58.9t	941.18t	18.5t	107.41t	1323.98t	330.22t	382.55t
優良認定処理業者への											
再生利用業者への 処理委託量											
認定熱回収業者への 処理委託量											
認定熱回収業者以外 の 熱回収を行う業者へ											

(これまでに実施した取り組み)

- ・ 再資源化施設との委託契約の締結
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付及び管理を行い、社員に対する教育の徹底。
- ・ 現場における廃棄物の分別徹底

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス	石膏ボード	アスコン	紙くず	木くず	繊維くず	廃プラスチック	コンクリート	その他のがれき	混合物
全処理委託量	3275 t	130t	200 t	80t	50t	900t	15t	100t	1200t	300t	300t
優良認定処理業者への											
再生利用業者への 処理委託量											
認定熱回収業者への 処理委託量											
認定熱回収業者以外 の 熱回収を行う業者へ											

(今後実施する予定の取り組み)

- ・ 前年度に引き続き、現場との連絡を密に取り、産業廃棄物の分別を更に徹底し産業廃棄物の量を削減する。